

船舶事故等調査報告書

平成24年9月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012広第109号	
事故等種類	衝突（岸壁）	
発生日時	平成24年3月6日 06時30分ごろ	
発生場所	広島県呉市呉港広区阿賀マリノポリス公共岸壁 呉港阿賀沖防波堤西灯台から真方位180° 460m付近 （概位 北緯34° 13.0′ 東経132° 35.7′）	
事故等調査の経過	平成24年6月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 ^{なほ} 菜穂、19トン 260-31983広島、個人所有 B 台船 KS-2、全長36m 不詳、富美船舶	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A なし B 左舷船首部に擦過傷 岸壁 張り出し部のコンクリートを欠損	
事故等の経過	A船は、船長ほか1人が乗り組み、B船をえい航して呉港阿賀マリノポリス公共岸壁（以下「本件岸壁」という。）に至り、B船を本件岸壁に、A船をB船に左舷着けでそれぞれ係留中、航行船の航走波によりB船が動揺した際、平成24年3月6日06時30分ごろ張り出し構造となっていた本件岸壁上端にB船の左舷船首部の係船柱が下から押し上げる状態で衝突した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.3m	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	なし なし あり B船は本件岸壁に、A船はB船にそれぞれ係留中、航行船の航走波でB船が動揺したことにより、B船の左舷船首部の係船柱が本件岸壁の張り出し部に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、B船が本件岸壁に、A船がB船にそれぞれ係留中、航行船の航走波でB船が動揺したため、B船の左舷船首部の係船柱が本件岸壁の張り出し部に衝突したことにより発生したものと考えられる。	
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・台船を岸壁に係留する際には、岸壁に接触しないよう防舷材を吊り下げること。	